

介 保 第 160 号  
平成 30 年 11 月 13 日

各高齢者福祉施設管理者 様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長  
(公印省略)

土砂災害警戒区域等の指定について (通知)

平素は、本県の高齢者行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

平成 30 年 11 月 2 日付けで、県内において土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域 (通称「イエローゾーン」) 及び土砂災害特別警戒区域 (通称「レッドゾーン」) (以下「土砂災害警戒区域等」という。) が、奈良市及び天理市において新たに指定された旨の通知を別添のとおり、本県、砂防・災害対策課より受けました。

貴施設におかれましては、施設が土砂災害警戒区域等に立地していないかどうかを、別紙の参考 1 を基にご確認いただき、土砂災害警戒区域等に立地する場合は、市町村役場の防災担当課及び高齢者施設担当課と連携を図りながら、避難計画の策定や点検・見直し及び、防災訓練の実施を行っていただきますようお願いいたします。

**なお、県ホームページで、施設所在地の住所で検索すると、周辺の土砂災害警戒区域等の情報が、地図上に表示されるシステムを公開しておりますので、ご活用いただきますようご案内いたします。**

県介護保険課ホームページ <http://www.pref.nara.jp/43367.htm>

担 当

奈良県医療・介護保険局介護保険課  
電話 0742-27-8534